

レンタルボックス使用契約書

借主 (以下「甲」という) と
貸主 (以下「乙」という) とは、下記表記のレンタルボックスを使用するため、次の通り契約 (以下「本契約」) を締結する。

第1条 (レンタルボックス詳細・賃貸条件・契約期間等)

ボックスNo.		所在地	秋田市広面字昼寝29-5
月額賃料	円 (税込)	契約期間	平成 年 月 日から
敷金	円		平成 年 月 日まで (1ヵ月更新)
仲介料	円 (税込)	主たる収容物	
鍵本数	本		

第2条 (使用目的)

甲は物品類の保管のため、乙よりレンタルボックスを借り受けるものとし、甲の所有物以外の物品類を補充する事は原則禁止とする。また、現金・貴金属・有価証券・通帳・印鑑・重要書類などの貴重品・発火性を有する物・その他危険物 (塗料等も含む)・生物・動植物・産業廃棄物・その他臭気を発する物・腐敗変質しやすい物等は収納することはできないものとする。

第3条 (契約期間)

契約期間は上記表記の期間となるが、終了月の前月末までに書面 (解約届出書) による解約予告がない場合は、同条件にて1ヵ月延長し、以後も同様とする。但し1ヵ月以上の賃料滞納がある場合はこの限りではない。

第4条 (使用料等の支払い)

初回費用については、当月分の日割り使用料と翌月分の使用料を契約時に支払うものとする。また、甲は乙の指定する下記口座へ、毎月15日までに (15日が休日の場合は前営業日) 翌月分を支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 (保険の加入)

甲は、財物及び他者への賠償のために乙の指定する保険に加入しなければならない。

第6条 (遅延損害金)

甲がこの契約に基づく支払いを遅延した場合は、甲が支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日に至るまでの日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を乙が請求した場合、直ちに支払うものとする。

第7条 (甲の義務)

- 甲またはその指揮管理下にあるものが故意または過失により、当該レンタルボックスまたは他のレンタルボックスの施設及び付属品に損害を与えた場合、甲が事故の責任

と負担において、その損害を賠償しなければならない。

2. 甲は本契約の解約（解除含む）の時までの間に現住所・連絡先（携帯含む）の変更があった場合、速やかに乙に通知しなければならない。甲の緊急連絡先も同様とする。

第8条（乙の免責）

温度、湿度などの変化により収納物が変化・変質・さび・カビ・変質・腐敗・害虫等の損害が発生した場合や、火災・地震・風水害など損傷・浸水・漏水などの損害が発生した場合、その他不可抗力を原因とする損害等については、乙は一切、その責を負わないものとする。また、第三者より受けた盗難・放火・事故等による損害についても同様とする。

第9条（権利の譲渡・転貸の禁止）

甲は理由に如何にかかわらず、本契約での甲の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第10条（禁止事項）

甲は敷地内（車乗り入れスペース含む）で次の各号の行為を禁止する。

1. 居住、事務所及び店舗としての使用や営利を目的とした使用。
2. 近隣住民に迷惑となるすべての行為。（騒音等）
3. 物品以外の動植物を飼育したり、栽培する事。
4. 危険物（塗料等も含む）の持ち込み。
5. 荷物の搬出入以外での立ち入り及び行為。（作業等）
6. 荷物の搬出入時以外であっても敷地内に車両を置いて、その場（敷地内）から離れる行為。
7. 荷物の搬出入完了後の滞在及び宿泊。
8. 物品を放置（契約終了後の残置を含む）したり、造作物などを設置する事。なお、これらの行為を発見次第、乙は公に対しえ、撤去費用および撤去手数料として、一律3万円（撤去費用の実額がこれを上回る場合はその実額）を請求できるものとする。また、甲は放置（契約終了後の残置を含む）した物品や、設置した造作物等の所有権を主張せず、乙が適宜処分又は利用しても何ら意義を述べないものとする。この処分、利用により損害が生じたとしても、甲は理由の如何を問わず、これを乙に請求できないものとする。

第11条（期間内解約）

1. 本契約期間中でも、甲または乙の書面（解約届出書）により甲乙双方にて本契約の解約申し入れができることとする。
2. 甲の解約日は、解約届出書面にて乙が解約を確認した月の翌月末日にて契約を解約するため、日割り金額の清算はないものとする。

第12条（契約の解除）

甲が次の各号に該当する場合は、乙は催告の上、本契約を解除できる。但し4号・5号・6号に該当する場合は何ら催告なしで本契約を即時解除できる。

1. 甲が本契約の各条項に違反した時。
2. 甲の使用料が2カ月以上滞納した時。
3. 乙が通常の手段を用いて甲の自宅電話・携帯電話・勤務先・緊急連絡先に連絡しても1か月以上甲と連絡が取れない時。
4. 甲が警察当局の介入を生じさせた時。
5. 甲が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触した時。
6. 甲が住所不明により1か月以上新住所の連絡がなく、確認が取れない時。

第13条（契約解除に伴う残置物について）

本契約第11条により契約が解除された場合、乙はレンタルボックス内に立ち入ることができ、残置物がある場合、乙は直ちに処分できるものとする。尚、この残置物は契約者本人の所有如何にかかわらず、乙は残置物が甲の所有とみなすことに、甲は異議を申し立てないものとする。

第14条（契約の終了）

1. 契約の解除または解約により本契約が終了した場合は、甲は直ちに当該レンタルボックスを原状に復し、乙に明け渡さなければならない。
2. 契約期間終了後、3日を経過した後も残置されている物品については、甲は所有権を放棄したものであるとして、乙は自由に処分できるものとする。
3. 甲が原状回復義務を怠った場合は、乙は甲に代わって原状回復工事を実施できるものとし、その費用は甲の負担とする。

第15条（乙の立ち入り）

乙は災害及びその他重要な事項が発生した場合は、原則として甲に確認後、レンタルボックス内に立ち入ることができる。但し、緊急を要する場合や甲に連絡がつかない場合は、乙の判断で立ち入ることができるものとする。

第16条（合意管轄）

甲及び乙は本契約に関する紛争について、乙の住所地である裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意する。

第17条（鍵について）

1. 鍵番人の番号は甲の指定する番号とし、勝手に番号を変更してはならない。もし変更する場合は乙の承諾を得なければならないものとする。
2. 甲がカギを紛失した場合は、必ず乙に連絡して乙の指定業者による実費での鍵（シリンダー）交換を行う事とする。

第18条（その他）

乙が甲に対して有する一切の債権回収を第三者機関に委託する事に、甲は同意するものとする。

本契約を証するため、本書二通を作成し、各自一通を保管するものとする。

レンタルボックス解約通知書

平成 年 月 日

貸主 平田自動車販売株式会社 殿

借主 氏名 印

この度レンタルボックスの賃貸契約を解約いたしたく通知
いたします。

解約立会日 平成 年 月 日

その他連絡事項